

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	447	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について	環境政策室
公告	426	地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について	農政総務課
公告	427	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課
公告	428	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

姫路市告示第 447号

令和 8年 8月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条の規定による申請について

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、告示の日から3週間、姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目1番地）において縦覧に供する。

記

申請の概要

（1）申請者

姫路市網干区興浜字西沖992番地1

株式会社日本触媒 姫路製造所

執行役員所長 岡崎 和人

（2）工場又は事業場の所在地及び名称

姫路市網干区興浜字西沖992番地1

株式会社日本触媒 姫路製造所

(3) 特定施設に関する事項

区分	新設		
種類	第 33 号リ 合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設		
台数	1 基		
能力	80.4 m ³ /min		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	令和 8 年 11 月 1 日		
使用開始予定年月日	令和 8 年 11 月 1 日		
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要	0:00～24:00 24 時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の数値及び最大の値	区分	通常	最大
	汚水量 (m ³ /日)	20	20
	p H	7	7
	B O D (mg/L)	－	－
	C O D (mg/L)	10,000	10,000
	S S (mg/L)	－	－
	T－N (mg/L)	－	－
	T－P (mg/L)	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		濃縮処理施設								焼却処理施設							
区 分		変更前				変更後				変更前				変更後			
構 造		ステンレス鋼製				同 左				鋼板及び耐火物張り製				同 左			
主要寸法 (mm)		φ 1,400×5,980L 2基×2 φ 4,000×6,200L + φ 1,850×7,300L 1基 φ 4,000×6,260L + φ 1,800×6,000L 1基				同 左				φ 1,175×750L + φ 2,260×4,105L 1基×2 φ 3,600×12,350L 1基 φ 3,620×13,170L 1基				同 左			
能 力		700 m ³ /日				同 左				570 m ³ /日				同 左			
処理の方式		焼却ガス及び蒸気による蒸発				同 左				補助燃料により廃水を焼却処理				同 左			
工事着手予定年月日		既 設				同 左				既 設				同 左			
工事完成予定年月日		既 設				同 左				既 設				同 左			
使用開始予定年月日		既 設				許可後				既 設				許可後			
使用時間間隔及びその使用に季節的変動がある場合はその概要		0:00～24:00 24時間連続				同 左				0:00～24:00 24時間連続				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	汚水等の量 (m ³ /日)	490	125	599	232	510	130	619	237	398	0	563	0	403	0	568	0
	p H	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.0～ 6.0	3.5～ 7.0	—	3.5～ 7.0	—	3.5～ 7.0	—	3.5～ 7.0	—
	C O D (mg/L)	30,000	100,000	35,000	120,000	30,000	100,000	35,000	120,000	100,000	—	120,000	—	100,000	—	120,000	—
	S S (mg/L)	100	300	150	500	100	300	150	500	300	—	500	—	300	—	500	—

姫路市長 清 元 秀 泰

地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧等について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるため、地域計画の案を作成したので、同法第19条第7項の規定に基づき、この公告の日の翌日から起算して14日間（令和8年9月4日（以下「縦覧期間満了の日」という。）まで）姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に利害関係人は、同法第19条第7項の規定に基づき地域計画の案に対して、本市に意見書を提出することができる。

1 地域計画の案を作成した地域

- (1) 飾東町谷内地区（山崎）
- (2) 別所町（北宿）
- (3) 香寺町香呂
- (4) 香寺町香呂地区（南広瀬）
- (5) 夢前町宮置（中村）
- (6) 林田町B（奥佐見）
- (7) 香寺町恒屋（北恒屋）

2 地域計画の案

姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧する。

3 意見書の提出等

- (1) 提出先 姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課
- (2) 提出方法及び提出期限

郵送、FAX又は電子メールによる提出のみとし、電話による意見は受け付けない。提出期限は、縦覧期間満了の日とする。

なお、郵送によるものは縦覧期間満了の日の消印のあるものまで、FAX又は電子メールによるものは縦覧期間満了の日中に送信されたものまでを提出期限内に提出されたものとする。

郵送：〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所農政総務課

FAX：079-221-2996

電子メール：noseisomu@city.himeji.lg.jp

(3) 提出に当たっての注意事項

- ア 意見書は、地域計画の案に対する意見以外の事項を記載して提出することはできない。
- イ 意見書には、個人の場合にあつては氏名及び住所を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。
- ウ 提出のあった意見には個別の回答はしない。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ地域計画の変更案の修正意見として取り入れることとする。

姫路市公告第 427号

令和 8年 8月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
令和8年2月24日
姫路市指令土 第1－71号（25）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
姫路市勝原区熊見字堀町360番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三

姫路市公告第 428号

令和 8年 8月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和8年1月30日

姫路市指令土 第1-68号（25）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市広畑区西蒲田字松ノ下1166番1、1166番2、1170番の一部、1171番2の一部、1172番2の一部、1166番1地先水路及び1170番地先里道

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市兵庫区新開地五丁目3番26号

株式会社山本幸次郎商店

代表取締役 山本 稔